

平成30年度 第1回川島町子ども・子育て会議次第

時間：平成30年10月12日（金）午前10時～

場所：役場庁舎 2階 中会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 委員紹介

4 事務局紹介

5 議 題

- (1) 子育て支援新制度、かわじま子育て応援プラン（川島町子ども・子育て支援事業計画）について
- (2) つばさ南放課後児童クラブ整備について
- (3) 川島町子どもの遊び場整備事業について
- (4) 川島町子育て支援総合センター「かわみんハウス」について
- (5) その他

6 閉 会

資料一覧

- 第1回 川島町子ども・子育て会議スライド資料
- かわみんハウスだより（H30.8月号～10月号）
- かわみんハウスアンケート結果

川島町子ども・子育て会議委員

任期：平成29年10月27日～平成31年3月31日

敬称略

No	分野	機関・団体	氏名	委員区分	備考
1	学識経験者	聖学院大学教授	ナカタニ シンガズ 中谷 茂一	1号	聖学院大学教授
2	学識経験者	元児童相談所所長	タカクラ フミコ 高倉 富美子	1号	
3	関係団体	主任児童委員	ヤマグチ ミヨ子 山口 三葉子	2号	主任児童委員
4	子育て支援 事業従事者	保育園	スギウラ ヒロミ 杉浦 浩美	3号	町立さくら保育園長
5	子育て支援 事業従事者	教育委員会	イシカワ ツム 石川 勉	3号	教育総務課長
6	子育て支援 事業従事者	とねがわ幼稚園	フエキ サトル 笛木 哲	3号	学校法人利根川学園 とねがわ幼稚園長
7	学校関係	校長会（小学校）	オカベ レイコ 岡部 玲子	3号	つばさ北小学校
8	保健関係	保健師	イシカワ マリ子 石川 まり子	3号	保健師
9	子育て支援 事業従事者	放課後児童クラブ	クロダ フユキ 黒田 信行	3号	学童保育どりいむくらぶ指導員
10	保護者	保護者	トヤマ カオリ 當山 かおり	4号	連合PTA会長
11	公募	保護者	マムラ ジュンコ 増村 順子	5号	6歳、3歳
12	公募	保護者	マルヤマ リツコ 丸山 律子	5号	15歳、13歳、10歳
13	公募	保護者	フエキ マサツグ 笛木 正司	5号	10歳、8歳、5歳、1歳、

- 1号委員 : 学識経験のある者
- 2号委員 : 関係団体の推薦を受けた者
- 3号委員 : 子ども・子育て支援に
関する事業に従事する者
- 4号委員 : 子どもの保護者
- 5号委員 : 公募による町民
- 6号委員 : その他町民が必要と認める者

川島町子ども・子育て会議条例

平成25年10月1日

条例第33号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、川島町子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務（同項第4号に掲げる事務にあつては、法律又は他の条例に基づき町が設置する他の審議会等において調査審議する事務を除く。）を処理するものとする。

2 子ども・子育て会議は、前項に規定する事務及び施策に関し、必要に応じ町長又は教育委員会に建議することができる。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員15人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 関係団体の推薦を受けた者
- (3) 法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) 子どもの保護者
- (5) 公募による町民
- (6) その他町長が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 子ども・子育て会議の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 子ども・子育て会議の会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(事務)

第7条 子ども・子育て会議の事務は、子育て支援課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営その他必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(非常勤の特別職員の報酬及び費用弁償等の支給に関する条例の一部改正)

2 非常勤の特別職員の報酬及び費用弁償等の支給に関する条例（昭和38年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(60) 川島町子ども・子育て会議委員

別表第1に次のように加える。

60	川島町子ども・子育て会議委員	日額	6,000
----	----------------	----	-------

(川島町幼稚園設置に関する条例を廃止する条例の一部改正)

3 川島町幼稚園設置に関する条例を廃止する条例（平成24年条例第20号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「第38号から第59号まで」を「第38号から第60号まで」に、「38の項から59の項まで」を「38の項から60の項まで」に改める。